

事 務 連 絡

令和7年11月10日

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省保険局医療課

介護老人福祉施設等における診療行為に係る報酬の給付調整に関する
周知について（依頼）

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護老人福祉施設における介護報酬と診療報酬の給付調整については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知 令和6年3月27日一部改正）及び「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号 厚生労働省老健局老人保健課長・厚生労働省保険局医療課長通知 令和6年3月27日一部改正）等において取扱いをお示ししているところです。

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日）において、「介護報酬と診療報酬の給付調整について正しい理解を促進する観点から、配置医師が算定できない診療報酬、配置医師でも算定できる診療報酬であって介護老人福祉施設等で一般的に算定されているものについて、誤解されやすい事例を明らかにするなど、分かりやすい方法で周知を行うこと」とされたことを踏まえ、今般、「特別養護老人ホームにおける診療行為に対する報酬の給付調整」に関するリーフレットを作成しましたので、介護保険担当課（室）におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内介護老人福祉施設等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

以上